

社会保険における扶養条件の年収要件変更について

令和7年度税制改正において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策等の観点から、19歳以上23歳未満の親族等を扶養する場合における特定扶養控除の要件の見直し等が行われたところです。

これを踏まえ、扶養認定を受ける方(被保険者の配偶者を除く。)が19歳以上23歳未満である場合の年間収入要件の取り扱いが変わります。

【変更内容】

19歳以上23歳未満の扶養者(被保険者の配偶者を除く。)の年間収入要件が、
130万円未満から150万円未満に引き上げられます。

※ 年齢は扶養認定日が属する年の12月31日時点の年齢で判定されます。

上記に該当しない方はこれまで通り、下記の条件となります。

年間収入130万円未満(60歳以上または障害者の場合は、年間収入180万円未満)および、

同居の場合:収入が扶養者(被保険者)の収入の半分未満

別居の場合:収入が扶養者(被保険者)からの仕送り額未満

詳細は、下記(日本年金機構のホームページ)をご確認ください。

[19歳以上23歳未満の方の被扶養者認定における年間収入要件が変わります | 日本年金機構](#)

2025年10月吉日

株式会社日本ワークプレイス